

6月の第2週は危険物安全週間です

この一球 届け無事故へ みんなの願い

平成30年度 危険物安全週間が始まります

○ 危険物安全週間の目的

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図る目的で、毎年6月の第2週を危険物安全週間とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

ガソリン、灯油、軽油などの燃料や、塗料、プラスチック、化学繊維などの原料となる危険物は、私たちの生活の中で身近な存在となっています。

しかし、**誤った使い方をしたために大きな事故を招くことも多々あります。**

危険性を認識した上で、安全に取り扱うようにしましょう。



期間 毎年6月第2週

(今年度は6月3日(日)から6月9日(土)まで)

推進標語『この一球 届け無事故へ みんなの願い』

今年度の危険物安全週間の推進ポスターには、車いすテニス上地結衣選手(エイベックス所属)がモデルとして起用されています。

資料ページ

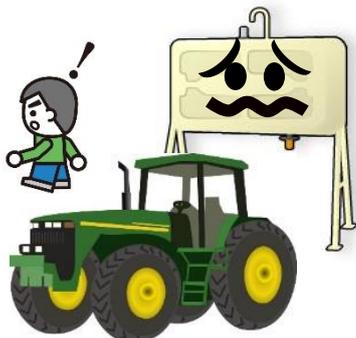
ガソリン・軽油の注意事項

<http://www.119-aizu.jp/kasaiyobou/gasorinkeiyu.htm>

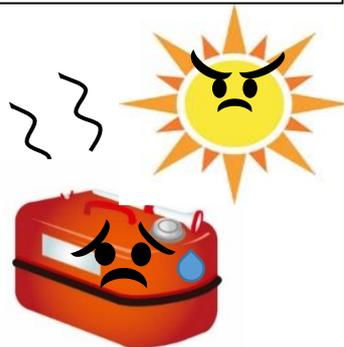


油流出・火災事故にご注意

給油中に、その場を離れる！



炎天下の中、保管をする！



危険物の近くで火を使う！



その行為

危険です！！

このような事故が発生しています！

- トラクターに給油中、その場を離れたため、軽油が給油口からあふれ、用水路に流出した。
- 農作業中、ガソリンの携行缶を直射日光のあたる場所に保管したため、ふたを開けた際にガソリンが噴出した。
- 草刈り機の混合油を作るためにガソリンを注油したところ、吸っていたタバコの火が引火し火災に至った。

もし、事故が起こったら・・・

- 応急処置を行う
(タンクのバルブを閉める・新聞紙等で油を吸い取る・消火器等で消火する)
- すみやかに消防署へ連絡する

☆ 早期の対処が被害拡大の防止につながります ☆